

○瀬戸内市建設工事等請負業者指名停止要綱

平成16年11月1日

告示第9号

改正 平成23年5月25日告示第15号

平成27年5月20日告示第41号

平成30年3月22日告示第20号

(趣旨)

第1条 この告示は、瀬戸内市が発注する建設工事、測量及び建設コンサルタント業務及び物品の売買、修理等(以下「市発注工事」という。)について、公正かつ適正な契約の履行を確保するため、入札参加資格を有する者(共同企業体を含む。以下「登録業者」という。)に対して行う指名停止等の措置について定めるものとする。

(指名停止の決定)

第2条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、瀬戸内市建設工事等入札指名委員会(以下「委員会」という。)の審議を経て、情状に応じて別表に定めるところにより指名停止期間を定め、指名停止を行うものとする。

- 2 前項の規定による指名停止期間の始期は、委員会の決定のあった日とする。
- 3 市長は、当該指名停止に係る登録業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 4 現に指名停止期間中の登録業者について、別件により指名停止を行う場合の起算日は、現に行っている指名停止期間の満了日の翌日とする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第3条 市長は、前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき登録業者である下請負人があることが明らかになったときは、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該下請負人について指名停止をあわせ行うものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該共同企業体の構成員(明らかに当該指名停止について責めを負わないと認められる者を除く。)について、指名停止を行うものとする。

(指名停止の期間の特例)

第4条 登録業者が一の事案に付き別表に規定する措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の内最も長い期間をもって、それぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 市長は、登録業者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表及び前項の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる(当該期間が1月未満となる場合は1月とする。)

3 市長は、登録業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

4 市長は、指名停止の期間中の登録業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表及び前3項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

5 市長は、指名停止の期間中の登録業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該登録業者について指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知及び公表)

第5条 市長は、指名停止の決定をしたときは、当該登録業者に対し遅滞なく通知するとともに当該指名停止を行う登録業者名、期間、理由等を公表するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 指名停止の期間中の登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、特にやむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

(下請等の禁止)

第7条 市長は、指名停止の期間中の登録業者が、市発注工事を下請し、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第8条 市長は、指名停止に至らない場合において、必要があると認めるときは、当該登録業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意を行うことができる。

(指名留保)

第9条 市長は、登録業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当するおそれがあると認めるとき又は第2条第1項の規定による審議に相当の期間を要する等特別の事由があるときは、当該登録業者の指名を留保することができる。

- 2 市長は、当該指名留保に係る登録業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 第1項の規定により指名を留保した登録業者に対し同一事由により指名停止を行う場合の起算日は、指名を留保した日とする。
- 4 第1項の規定により指名を留保する場合の留保の期間は、事実の確認ができるまでの間とする。
- 5 第1項の規定により共同企業体に対して指名を留保する場合は、第3条第2項の規定を準用する。
- 6 第1項の規定により指名を留保する場合は、第5条、第6条及び第7条の規定を準用する。

(指名停止事案の報告)

第10条 工事担当部署の長は、登録業者又はその使用人が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することを知ったときは、速やかに委員会の庶務担当課長に報告するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成23年5月25日告示第15号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成27年5月20日告示第41号)

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

附 則(平成30年3月22日告示第20号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第2条、第4条、第9条、第10条関係)

指名停止基準

指名停止事由	指名停止期間
(1) 市発注工事について指名を受けたにもかかわらず、1年間に2回以上、正当な理由がなく入札に参加しなかったと認められるとき。	1月以上3月以内
(2) 市発注工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微	1月以上12月以内

<p>なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	1月以上6月以内
<p>(3) 県内において市発注工事以外の工事の施行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため</p> <p>ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>1月以上9月以内</p> <p>1月以上3月以内</p>
<p>(4) 市発注工事の施行に当たり</p> <p>ア 監督員の指示に従わないもの</p> <p>イ 故意又は過失により工事を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>ウ 請負契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>エ 正当な理由がなく所定の期日までに完工しないもの</p>	<p>1月以上2月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上6月以内</p>
<p>(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)等建設工事関係法令に違反したことにより、監督官庁から行政処分等を受けたとき。</p>	1月以上12月以内
<p>(6) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等労働関係法令に違反したことにより労働基準監督署から送検されたとき。</p>	1月以上12月以内
<p>(7) 詐欺、横領、暴力的行為等反社会的行為又は業務に関する贈賄、供応等の行為により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表者又は役員(以下「役員等」という。)の場合</p> <p>イ 管理的地位にあるものの場合</p> <p>ウ 一般職員(日雇人夫を除く。)</p>	<p>3月以上24月以内</p> <p>2月以上24月以内</p> <p>1月以上24月以内</p>
<p>(8) 業務に関し、市職員に対し、脅迫的行為又は強要を行ったもの(代表者若しくは役員又は管理的地位にあるもの)</p>	1月以上12月以内
<p>(9) 業務に関し登録業者が市議会議員を利用して影響力行使があったと認められるとき。</p>	1月以上12月以内
<p>(10) 個人である登録業者が瀬戸内市暴力団排除条例(平成23年瀬戸内市条例第32号)に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」</p>	1月以上24月以内

という。)である場合若しくは法人である登録業者の役員が暴力団員等である場合又は暴力団員等がその経営に事実上参加していると認められるとき。	
(11) 業務に関し不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために登録業者が暴力団員等を利用したと認められるとき。	1月以上18月以内
(12) 市発注工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料、その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、当該契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1月以上6月以内
(13) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に違反したことにより、公正取引委員会から処分を受けることになったとき。 ア 市発注工事の場合 イ 国、県及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合	3月以上12月以内 2月以上12月以内
(14) 建設工事等の請負契約に関し、役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 市発注工事の場合 イ 国、県及び他の地方公共団体等が発注する建設工事等の場合	18月以上24月以内 8月以上24月以内
(15) 受注した市発注工事の施行に際し、暴力団員等から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に届出なかったとき。	1月以上6月以内
(16) 経営不振(手形交換所の取引停止処分、破産申立て、会社更生手続開始申立て、民事再生手続開始申立て、整理開始申立てその他正常でない経営状態又は債務超過と客観的に認められるものをいう。)が明らかになったとき。	当該認定をした日から信用状態が回復したと認められる日まで
(17) 債権仮差押決定、債権差押決定又は債権転付命令を受けるなど、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認めら	当該認定をした日から事件が解決されたと認めら

められるとき。	れる日まで
<p>(18) 前各号に掲げる場合のほか、次のアからスまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、市発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>ア 入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合。</p> <p>イ 正当な理由なく、落札決定後契約を辞退した場合</p> <p>ウ 入札において、市担当職員の指示に従わないなど入札の秩序を乱す行為</p> <p>エ 公開前に予定価格、最低制限価格、設計金額及びその内訳書等の非公開情報を探ろうとする行為</p> <p>オ 非公開情報を入手し、これを利用して入札に参加する行為</p> <p>カ 業務に関し、執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</p> <p>キ 主任技術者、監理技術者、現場代理人等について、虚偽の届け出を出す行為</p> <p>ク 市発注工事の競争入札において、入札価格詳細内訳書の提出を求められた場合に、正当な理由なく、指定された期限までに所定の内訳書を提出しない行為</p> <p>ケ 市発注工事の競争入札において、提出された入札価格の内訳書及び入札価格詳細内訳書の内容を調査した結果、明らかに適正な積算に基づいて入札価格が設定されていないと認められる場合</p> <p>コ 市発注工事の一般競争入札において、正当な理由なく、指定された期限までに一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を提出しない行為</p> <p>サ 制止を無視して、執務室へ入室した場合</p> <p>シ 第2号又は第3号に規定する建設工事等で事故が発生した場合において、報告を怠る行為</p> <p>ス その他不正又は不誠実な行為を行った場合</p>	<p>3月以上12月以内</p> <p>1月以上6月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p> <p>1月以上12月以内</p>
(19) 委員会が特に必要と認めたとき。	委員会の定める期間